

2014年11月17日

**2015年度
加須市予算編成に対する要望**

加須市長 大橋 良一様

日本共産党 加須市議会議員団

団長 小坂 徳蔵

はじめに

日頃の市政運営に敬意を表します。

日本経済は、4月に消費税8%増税を実施した結果、消費が極端に落ち込み、極めて深刻な事態に陥っています。安倍内閣のもとで、景気回復を「実感していない」とする人は、読売調査で79%（11月10日付）、TBS調査で89%（11月1日～2日調査）にのぼっています。

そして本日、7月から9月までのGDP＝国内総生産が発表されました。その内容は、物価変動を除いた実質で、前の3か月と比較してマイナス0.4%減、年率に換算してマイナス1.6%の落ち込みとなっています。これで2期連続のマイナスです。消費税増税後の4月から6月までの3か月は、年率換算でマイナス7.3%と大幅に落ち込みました。従って、今期のGDPは、消費税増税後の3か月間よりも悪化したこととなります。

こうした経済情勢のもとで、市内企業の3分の2は赤字経営で大変な状況です。また、市の実態調査では、市内企業の昨年秋から暮れの売上業況は、「横ばい」と「減少」が83.7%にのぼっています。4月の消費税8%増税によって、経営環境はさらに悪化していることでしょう。業者の間から、「消費税10%増税になったら商売をやめる」と話している人も少なくありません。

貧困と格差が拡大する社会の下で、市民が置かれている状況は深刻です。一生懸命働いても普通の生活ができない、働く貧困層＝ワーキングプアと言われる人が1,100万人を超えています。加須市でも例外ではありません。納税者の4割＝2万人が、年収200万円以下の人たちです。月収に換算すれば、16万円以下で暮らしている人たちです。

一番の原因は、雇用における非正規労働にあり、これが子育て世代を直撃しています。保護者の収入が、生活保護基準の1・3倍まで就学援助を受給できます。その受給者が過去最高です。小・中学校の平均では、おおむね7人のうち1人が受給し、多い学校では、子ども5人のうち、1人が受給する状況です。さらに、全世帯の4割が加入する国民健康保険加入者の1世帯の平均所得は、僅か116万円です。これは全体して、生活保護基準以下の水準で、暮らしを余儀なくされている低所得者です。

こうした市民が置かれた状況についてよく把握し、認識したうえで、市政の運営が求められています。地方自治体の任務は、「住民の福祉の増進を図ることを基本として」（地方自治法第1条の2）行政サービスを提供することです。

日本共産党議員団は、2015年度予算編成にあたり、市民の声をもとに、住みよいまちづくりの政策提言をまとめました。大橋良一市長が積極的に対応し、予算措置を行って実現されることを、つよく申し入れるものです。

以上。

1. 2015 年度予算編成に対する重点要望

市民の声をもとに、2015 年度予算編成に対する重点要望は以下のとおりである。

(1) 市民のいのちと健康を守るため、市の支援で医師不足を補い、持続可能な医療体制の構築に努める。

①. 初期救急医療について

医師不足のため、初期救急医療から 1 病院が離脱し、2 病院体制となって市民の不安が高まっている。市民のいのちと健康を守る初期救急医療について、持続可能な体制の再構築にむけて、市が加須医師会など医療関連機関等と連携し、支援をつよめること。

②. 医療診断センターについて

医療診断センター業務の中核を担う、放射線科の常勤医師の確保につとめる。

③. 3 次救急救命医療センター開設について

済生会栗橋病院の 3 次救急救命医療センター開設が、医師不足によって目途が立たない状況にある。関係機関と連携を密にして、早期開設が出来るよう取り組まれない。

(2) 介護保険第 6 期事業計画（2015 年度～2017 年度）について

①. 特別養護老人ホーム増床を計画し、入所待機者ゼロをめざすこと。

②. 介護保険料を圧縮する。

- i. 市が実施した「高齢者生活実態調査」で、介護保険料について、高齢者の約 20% が「保険料を下げしてほしい」と回答。「今の保険料がよい」という人が介護サービス利用者で約 50%、一般市民・高齢者も 40%を超えている。
- ii. 第 6 期事業計画の保険料（現行は 7 段階 9 区分）は、応能負担の原則に基づいて、7 段階から上を細分化し、低所得者の負担を軽減する。

③. 介護保険制度改悪のもとで市の対応について

- i. 要支援サービスの「新総合事業」への移行は、2017 年 3 月末まで、現行の仕組みを継続する（実施を 2 年間延期する）。
- ii. 特養ホームの入所限定（要介護 3 以上）は、市の関与によって、「介護難民」解消、処遇困難を救済する措置福祉の方向で、対応を図ること。

- ④. 国に対し、保険料の圧縮、介護基盤拡大のため、国庫負担率の大幅引き上げをつよく要求されたい。

(3) 子ども・子育て支援新制度について

- ①. 来年4月から始まる子育て支援新制度によって、保育所や幼稚園について、1. 施設による格差をつくらない、2. 運営水準・質を低下させない、3. 保護者に新たな負担増を転嫁しない—3項目を基本にすえて実施する。
- ②. 市長に提出した、「子ども・子育て支援新制度の実施に関する提案」(今年7月18日付)にそって準備し、取り組まされたい。

(4) 米価大暴落に鑑み、「埼玉一の米どころ」の加須市として、米価安定対策を国につよく求める。

- ①. 米価大暴落で加須市農家は22億円の減収となる。
2014年産米の概算金はコシヒカリで1俵60kgあたり8千円。農水省調査の生産費1万6千円の半値となり大暴落となっている。特に大規模農家、認定農家は甚大な影響を受けている。
- ②. 政府に対し、米価安定対策をつよく要求されたい。
 - i. 過剰米を市場から隔離し、需給の安定をはかること。
 - ii. 「直接支払交付金」を前年並みに戻すこと(10㍍当たり15,000円)。
 - iii. 生産コストを保障する不足払い制度、水田の多面的機能を生かす直接支払いを確立すること。
 - iv. 主食のコメについて、国が生産と供給、価格の安定に責任をもつこと。
- ③. 「埼玉一の米どころ」=加須市の稲作農家が展望をもってコメ作りに励めるよう、担い手対策など市独自の支援をつよめること。

(5) 中小零細企業への支援をつよめる

市内事業所4,445社に、従業員44,550人が働き、暮らしを支えている。そのうち従業員20人以下が90%以上を占めている。市内法人の3分の2は赤字である。昨年秋から暮れの時点における売上業況は、「横ばい」と「減少」が83.7%にのぼる。今年4月に消費税8%増税によって、経営環境はさらに悪化が見込まれる。このため、以下の支援が必要である。

- ①. 制度融資を拡充する
- ②. 企業に対する支援情報の提供

- ③. 中小企業退職金共済掛金助成の拡充
- ④. ホームページ作成・更新に対する支援
- ⑤. ものづくり企業を訪問し、実態調査、データを蓄積し、取り引きに生かす

(6) 学校の普通教室にエアコンを設置し、子どもが学ぶ環境を改善する

- ①. 加須市に隣接する羽生市、行田市、鴻巣市はエアコン設置済みであり、久喜市は来年度に予算措置する見通しであり、学校にエアコンがないのは加須市の学校だけとなる。エアコン設置は、保護者のつよい要望となっている。
- ②. エアコン設置は特別な予算措置が必要であり、首長のイニシアチブによって設置されている。従って、加須市も同様な措置がつよく求められている。
- ③. 市内 30 校へのエアコン設置費用は 9 億円余り。財政的には、文科省の国庫補助導入と適債事業の活用、基金の活用など、対応は十分可能である。

(7) 教委員会制度の改正について

来年 4 月から教育委員会制度が改正になり、市長が関与する事項について、以下の点を提案する。

- ①. 「教育大綱」について
 - i. 「大綱」とは、加須市の教育目標や施策について根本的な方針を定めるもの。その際、教育委員会と調整のついていない事項について、市長が勝手に書き込まないこと。
- ②. 総合教育会議について
 - i. 総合教育会議は、市長と教育委員会との間で「協議」「調整」する場である。国は、「総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法上の付属機関には当たらない」（通知）と説明している。あくまで対等平等な 2 つの機関の協議体となっていることを大前提にして開催すること。
 - ii. 総合教育会議の会議に当たっては、常に詳細会議録を作成し、市民に速やかにホームページ上で公表すること。

2. 市民のくらし守り、医療・福祉を優先する

貧困と格差が依然として拡大している。市民のおおむね2人に1人は、年収200万円以下の低所得者となっている。こうしたときに安倍内閣は、消費税を大增税する一方で、医療、介護、年金、子育ての社会保障全般について、改悪するスケジュールを示している。消費税増税は社会保障のためとは、まったくの口実に過ぎなかった。

地方自治体の役割は、「住民の福祉の増進を図ること」（地方自治法第1条の2）が基本です。加須市政が、市民のくらしを応援し、いのちと健康を守ることを最優先に取り組むことがつよく求められている。

（1）円滑な救急搬送・救急救命医療を確立する

- ①. 消防本部の救急搬送について、救急現場から傷病者を医療機関に素早く搬送ができるように、医療機関の医師確保等、受け入れ態勢を確立するため、関係機関と連携を密にし、早急に対策を講じること。
 - i. 医療機関が救急患者を受け入れできなかった理由として、最も多いのが医師不足に関連する事案で、全体の約6割にのぼる。

（2）国民健康保険について

国民健康保険は社会保障制度であり、住民のいのちと健康を守る、国民皆保険制度の要を担っていることを第一に考えて運営すること。

- ①. 高すぎる国保税を引き下げる。
 - i. 国保税が高すぎて、加入者6世帯のうち1世帯が払えない深刻な状況にある。国保税を引き下げて、加入者の暮らしと健康を守る。
 - ii. 国保税引き下げに要する財源は、身の丈を超える開発事業の抜本的見直し、血税ムダ遣いの同和事業を廃止し、これを充てる。
- ②. 保険証はすべての加入者に交付する
 - i. 保険証交付事務と国保税収納事務は、明確に区別して取り扱う。
 - ii. 保険証は、すべての加入者に交付する。国保税滞納者から保険証を取り上げ、医療から排除しない。
 - iii. 国保税滞納者への制裁措置である、短期保険証23世帯（6か月13世帯・3か月10世帯）と資格証明書10世帯の発行をやめること（2014年8月4日時点）。
 - iv. 子どもの人権をしっかりと守り、健やかな成長を応援する
保護者が経済的困窮にある高校生以下7世帯・12人に6か月短期証を交付（同）。

保護者が貧乏であることをもって、子どもを行政が差別しないこと。すべての子どもに、正規保険証を交付する。

③. 国保税の納税緩和措置について

i. 国保加入世帯の平均所得が生活保護基準以下の低所得世帯である。

国保加入者1世帯当たりの平均所得は116万円（2013年度）。1世帯当たり加入者の平均は2人。従って、国保加入者の暮らしは、生活保護基準以下の水準となっている。これに対し、国保税は1世帯当たり約16万円で、収入の約2か月分に相当する。

国保加入者は、低所得者や高齢者などが多く、構造的な問題を抱えている。そのうえ、国保税は、所得がなくても課税される過酷な税体系になっていることから、払えない加入者が増加している。

ii. 生活困窮等により、国保税の納付が困難な加入者には、国税庁長官通達「納税の猶予等の取扱要領の制定について」（1976年6月3日付）の趣旨に則り、地方税法に基づく納税の猶予、及び執行停止処分を適正に行うこと。また、国保税条例第27条に基づく国保税の減免を実施し、納税緩和措置の周知・徹底を図ること。

④. 国保事業会計の「毎年度清算方式」をやめること。

「毎年度清算方式」とは、年度末に財源が残ったときに、一般会計に繰り戻すこと。これでは、年度末に財源がなくなり、不足財源を補填するため国保税の引き上げにつながる。よって「毎年度清算方式」は、加入者の負担軽減のためやめること。

⑤. 国に対し、国庫負担の抜本的増額をつよく要求すること。

⑥. 国民健康保険の広域化に反対する

i. 国民健康保険を都道府県単位に広域化する動きがつよまっている。広域化は、①一般会計から繰入れがなくなり、国保税の引き上げにつながる。②資格証明書など制裁措置が強化される。③健康増進サービスなどが後退する。よって、国保加入者の目線に立って、広域化に賛同しないこと。

(3) 後期高齢者医療制度について

①. 75歳以上の高齢者を年齢で差別し、「姥捨て山」に追いやる、後期高齢者医療制度の廃止を、国につよく要求すること。

②. 保険料について

i. 埼玉県後期高齢者医療広域連合に対し、保険料の引き下げを要求すること。

③. 埼玉県後期高齢者医療広域連合につよく要望する。

i. 県広域連合の条例に基づいて低所得者の保険料を減免する。

ii. 高齢者の尊厳を尊重し、保険料滞納者に、制裁措置として短期証、資格証明書を交付しないこと。

(4) 埼玉土建（建設）国保組合に対する助成について

①. 建設産業で働く労働者が加入する職域保険＝埼玉土建（建設）国保組合に対し、補助金を交付し、建設労働者・職人のいのちと健康を守る事業を支援すること。

(5) 保健事業を拡充し、市民のいのちと健康を守る

①. “予防にまさる治療なし”、「疾病の早期発見・早期治療」の確立を基本にすえて保健事業を推進し、医療費の抑制につなげる。

②. 各種がん検診について

i. 「がん対策推進基本計画」に基づき、受診率を 50%以上に引き上げる。

ii. 検診は、①全額公費負担による実施、②該当者に個別通知を行う一以上を基本にして実施する。

iii. 肺がん検診は、医療機関による個別検診を実施し、受診率向上につなげる。

③. 女性のいのちと健康を守る

i. 乳がん検診（マンモグラフィ検診）を無料で実施し、受診率向上と負担軽減を図ること。

④. 乳幼児健診について

乳幼児健診は、行政＝自治体が、子どもに幸せな人生を贈る責務と使命に基づいて、対象となる全ての乳幼児について把握し、対応する。

⑤. 高齢者（75歳以上）の健康増進を図るため、脳ドック・人間ドックの補助を復活させること。

(6) 介護保険について

①. 特別養護老人ホームの入所等について

i. 特別養護老人ホームの増床分には、市内高齢者の入所率 8割以上を要請する。

- ii. 施設を新・増設した際、自治体が財政支援してきた経緯があるのに、未だに市内高齢者の入所割合が 40%台の施設があり、改善が求められる。
- iii. 施設建設・増設に対し、国庫補助金の復活を国に強く要望すること。

②. 介護保険料について

- i. 国の調整交付金減額分を公費補填し、高齢者の負担を軽減する。
- ii. 低所得者の介護保険料は、条例第 12 条に基づいて適正に減免すること。
 - ・保険料を滞納すると、給付制限の制裁措置があり、低所得者に介護サービスを提供するため、保険料の減免措置は必須である。

③. 利用料の減免について

- i. 高齢者が、必要な介護サービスを安心して利用できるように、市独自の利用料減免制度を拡充すること。
- ii. 居宅サービスの低所得者利用料の減免を現物給付に改善する。

減免対象者と申請者との間に毎年乖離が発生している。制度の目的にそって、現物給付に切り替える。
- iii. 施設入所の低所得者に対し、利用料の減免措置を講ずること。

2005 年 10 月以降、介護施設入所者の居住費・食費が介護保険から外され、自己負担が年間 18 万円～40 万円、収入によっては青天井の負担増になっている。

④. 「障害者控除認定書」交付について

- i. 要介護認定を受けている人が、市民税等の申告に必要となる、「障害者控除認定書」を該当者全員に交付すること。
- ii. 「障害者控除認定書」の活用について、申告の案内チラシ、広報・お知らせ版、ホームページ等で周知を図ること。

⑤. 高齢者筋力アップトレーニングを推進し、高齢者の健康寿命を高める。

(7) 障がい者福祉を拡充する

①. 知的障がい者の職親制度を充実させる

- i. 職親となる経営者の協力を募る。
- ii. 委託期間の延長を図る。

②. 難聴者対策について

- i. 公共施設にヒアリングループを設置し、活用と普及を図ること。

(8) 次代を担う子育て支援を積極的に推進する

- ①. 子育て支援、少子化の克服は、2つの柱を軸にすえて推進する。
 - i. 「子育ては加須市で」—このスローガンのもと、市内で安心して子育てができるように、子育て支援策を総合的に推進する。
 - ii. 雇用対策を推進し、若者が定住する魅力ある街づくりをすすめる。

- ②. 子ども医療費について
 - i. 子育て世代の負担を軽減するため、市外の医療機関でも現物給付（窓口払い廃止）を実施する。これに要する経費は約 200 万円（県内市で 18 市・45%が実施済み）。

- ③. 非婚ひとり親世帯に寡婦（父）控除みなし適用を図って、子育てを支援する。

- ④. 公設民営・指定管理者で運営する学童保育（騎西・北川辺地区）について
 - i. ひとり親家庭など低所得者等の学童保育料減免分について、市の全額補填を復活させ、保護者の負担軽減を図ること。なお、ひとり親家庭は、利用者の約 2 割を占める。

- ⑤. 市立「わらべ保育園」のテラス床板張り「ささくれ」を緊急改修し、子どもの安全を守ること。

- ⑥. 児童虐待の未然防止について
 - i. 乳幼児・児童虐待の未然防止を図るため、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」を軸にして、適確且つ機敏に対応する。市内で 2013 年度の児童虐待は 55 人。

- ⑦. 児童遊園地遊具の安全性を定期点検し、子どもの安全を守る。

(9) 国民年金について

- ①. 保険料後納制度の活用、市が融資制度を創設して保険料納付を支援する。
 - i. 市民の保険料納付率は 60.7%（2013 年度）。国民年金対象者の 4 割は将来的に無年金者の懸念があり、市が保険料納付を支援することが重要。
 - ii. 市内の国民年金（基礎年金）受給者は 27,486 人。受給総額は 177 億 7,416 万円（2013 年度）で、地域経済に多大な貢献となっている。

- ②. 年金制度改悪をやめるよう国に要求されたい。
 - i. 国は 2013 年年 10 月から、3 年連続で 2.5%削減する方針。年金削減を中止し、「減

らない年金」を実現して、低年金の底上げをすすめること。

(10) 生活保護費引き下げによる影響を遮断する措置を講ずる

- ①. 生活保護費引き下げ（2013年8月実施）によって、住民税非課税限度額など、47事業に影響が出ることが判明している。
 - i. 各種施策に対する影響を遮断する措置を講ずる。

3. 大震災の教訓を受けとめ、安全・安心、災害に強いまちづくりを推進する

2011年3・11東日本大震災によって、加須市を震度5強のつよい地震が襲った。家屋損壊が3,386棟にのぼり、液状化によって家屋、道路、農地などが壊れ、学校はじめ公共施設が大きな被害を被った。まさに、関東大震災以来の大きな被害であった。この教訓をしっかり受けとめて行政に生かし、安全・安心、災害につよいまちづくりを市政の軸に据えて推進する。

(1) 震災・防災対策について

- ①. 東日本大震災で市内に避難している被災者233世帯・580人（2014年7月1日現在）に対し、引き続いてゆき届いた支援を継続すること。
- ②. 福祉避難所を増設する

災害発生時に、一般避難所では生活が困難となる、介護が必要な高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児・在宅の難病患者・病弱者などが安心して生活できる「福祉避難所」を増設（17か所、受け入れ予定人数158人—2014年度）する。

 - i. 福祉避難所が必要となる対象者数を把握する。
 - ii. 当面、拠点避難所に相当する福祉避難所を増設指定する。
 - iii. 生活相談員の配置、日常生活支援に必要な消耗機材などを備蓄する。
 - iv. 指定した避難所を住民に周知する。
- ②. 災害時要援護者の支援について
 - i. 災害時要援護者を把握し、名簿とりまとめを促進する。
 - ・障がい者、ひとり暮らし高齢者など、災害時要援護者の名簿をとりまとめ、災害

時の避難に備える。

- ii. 介護が必要な高齢者、災害時要援護者等を支援する福祉ネットワークを確立する。
- ③. 旧 3 町地域の拠点避難所に、「防災井戸」（工事費は 1 ヶ所約 1 千万円）を設置する。
- ④. 木造住宅耐震化の補助を増額する—現行は県内市で最低の水準
- i. 市民の安全を確保するため、耐震補強の対象となる、1981 年 5 月までの旧耐震基準による木造住宅の耐震診断・耐震補強に対する補助額を引き上げ、実効ある木造住宅耐震化を促進する。
 - ii. 県内市で最低水準となっている現行補助（1 件当たり耐震診断 25 千円、耐震改修 100 千円）を、耐震診断 50 千円以上、耐震改修 300 千円以上に引き上げ、改善を図る。また、高齢者に対して、補助額を加算する措置を講ずる。
- ⑤. 公共施設の耐震化について
- 公共施設の耐震化（対象 30 施設、2013 年 3 月末）を計画的且つ速やかに実施する。
- i. 耐震化は、子どもが生活する保育所と幼稚園 7 施設を、最優先で実施する。概算工事費は 5.7 億円。
 - ii. 耐震化の 2 番目は、「災害発生時に住民を守る役割を担う行政施設」。その次に、不特定多数が集まる施設の耐震化を図る。
 - iii. 耐震化工事は、地域循環型経済対策に位置づけ、資金循環の観点から地元業者に優先発注する。
- ⑥. 市が管理する橋梁の耐震補強工事を計画的に推進する。
- ⑦. 「緊急地震速報」を活用すること。
- i. 学校、市役所など公共施設に緊急地震速報の端末を設置し、市民の安全を確保する。
 - ii. 公共施設で、速報が発令された場合、直ちに身を守る行動がとれるように、あらかじめ行動を決めておくこと。

（２）「原発ゼロ」をめざし、エコのまちづくりを積極的に推進する

- ①. 加須市は、福島原子力発電所の事故現場からおおよそ 200 キロメートルも離れている。
- しかし、市民が放射能汚染に不安をつのらせ、農作物・食料品に対する危惧を払拭できないでいる。自治体の使命は、地域住民のいのちと暮らし、安心・安全を守ることであり、加須市が「原発ゼロ」をめざし、エコのまちづくりを積極的に推進する。

- ②. 再生可能エネルギーの太陽光発電パネル設置補助について
 - i. 太陽光発電パネル設置補助は、地域循環型経済対策に位置付け、地元業者優先で交付すること。
 - ii. 地元業者優先の補助金交付は以下の効果を発揮する。
 - ア). 地元業者の売り上げ増につながる。
 - イ). 雇用の確保と従業員の収入増に結びつく。
 - ウ). 結果的に、市民税（法人と個人分）の増収となって、市の歳入増に寄与する。
- ③. 公共施設の建設および改修工事に際し、太陽光発電パネル設置を推進する。
- ④. 放射能汚染に係わる市の経費は、その原因者である東京電力に対して請求すること。

(3) 放射能汚染から子どもと市民を守る

- ①. 子どもの健康・安全を第一に考え、放射線量毎時0・23マイクロシーベルト以上の個所を除染すること。
- ②. 学校など公共施設の放射線量測定をきめ細かく実施し、市民に公表する。

(4) 利根川等の河川対策と集中豪雨対策について

- ①. 1級河川・利根川等の河川対策について
 - i. 市民の安全を守るため、1級河川の利根川と渡良瀬川の堤防強化について、国に対してつよく要請すること。
 - ii. 北川辺・東地区の水害避難所として、栄・火打沼堤防の整備を促進する。
 - iii. 利根川右岸の東武日光線鉄橋部分（新川通地区）の堤防かさ上げを国土交通省に要望されたい。
- ②. 集中豪雨の対策について
 - i. グリラ豪雨に対応できる排水対策を講ずる。

異常気象によってゲリラ豪雨が頻繁に発生している。しかし、現行の排水対策は時間雨量57^ミに対応する基準となっている。従って、現行の基準を見直し、ゲリラ豪雨に対応できる対策を講ずる。
 - ii. 集中豪雨による被害を抑えるため、市内業者の協力を得て、冠水箇所等の強制排水を実施すること。
 - iii. 集中豪雨時に、被害が発生する地域の住民に、豪雨情報をきめ細かく発信し、被害を抑えること。

- ③. 幹線水路の整備を促進すること
 - i. 加須地区について
 - ・都市下水路・雨水幹線水路 14 路線（集水面積 425 ㍍）の整備促進を図る（整備完了は 6 号幹線のみ）。

（５）消防力を強化し、市民の安全・安心を確保する

- ①. 各種災害に備えて、消防力の強化を図り、市民の安全・安心を確保すること。
- ②. 火災警報器の設置について
 - i. ひとり暮らし高齢者の安全・安心を守るため、火災警報器の設置に市が助成して促進を図ること。
- ③. 総合防災訓練に、憲法違反の自衛隊に参加を要請しない。

４．地域循環型経済を推進し、まちに元気を取り戻す

デフレ経済と長引く不況のもとで、市内企業の 3 分の 2 は赤字経営となって、厳しい状況下に置かれている。中小零細企業を支援するため、加須市経済の資金循環を活発にする事業に、重点的に予算措置を行うことが求められている。そして、地域循環型経済を推進し、もって加須市に元気を取り戻す施策を展開する。

（１）地域経済内の資金循環を活発にし、地域循環型経済を積極的に推進する

- ①. 地域経済の活性化対策は、市内経済の資金循環を活発にすることであり、ここに効果的な予算措置を行う。

（２）「景気・雇用対策本部」を軸に、地域循環型経済を推進する

景気・雇用対策本部の目的は、①中小企業支援、②雇用対策、③市民生活の支援— 3 つの施策を総合的に推進すること。この組織を軸にして、地域循環型経済対策について全庁・横断的に取り組むこと。

（３）雇用対策を積極的に推進する

- ①. 雇用の確保が、市民生活の安定につながることから、市役所に設置の「ふるさとハ

ローワーク」を軸に、雇用対策を積極的に推進する。

i. 就職決定者について、正規・非正規の内訳を市が把握し、雇用対策に生かす。

②. 国・県の制度を積極的に活用し、“つなぎ”就労の場を拡大する。

i. 雇用に当たっては、市民を優先雇用する。

③. 市臨時職員の時給引き上げについて

i. 官製ワーキングプアを解消するため、市臨時職員の時給を 1,000 円に引き上げる。

(4) 地域循環型経済を推進する

①. 住宅リフォーム助成制度を拡充する

i. 住宅リフォーム助成制度は、地域経済に 30 倍を超える高い波及効果を発揮している。このため、補助限度額を 10 万円（現行 5 万円）に戻し、市内の資金循環をさらに活発にする。

②. 小規模契約登録制度を積極的に活用し、地域経済の活性化につなげる。

i. 小規模契約対象契約は 24,421 件・11 億 3,757 万円（2013 年度）。しかし、登録業者への発注は、件数 13.6%、発注金額 12.7%に過ぎず、未だ不十分な状況にある。

ii. 小規模契約対象の修繕・小規模工事の登録業者の発注は、件数 19.4%、発注金額 16.0%に留まっている。

iii. 事業を所管する総合政策部が、4 半期ごとに発注状況を点検し、事業課に協力を求め、全庁横断的に積極的に取り組むこと。

iv. 制度の目的に則り、登録業者への発注率を当面 30%、さらに 50%まで引き上げること。

v. 小規模契約の対象金額（現行 50 万円以下）を引き上げる。

(5) 制度融資の拡充について

①. 中小零細業者の資金繰りの“命綱”・融資制度を拡充し、地域内資金循環を活発にして中小零細企業の経営を支援する。

i. 事業者には制度融資の案内チラシを郵送し、周知を図って中小零細業者を応援する。

ii. 制度融資の保証料を全額助成する。

iii. 部分保証制度は、金融機関の貸し渋りを助長するため、全額保証に戻すことを国に求める。

(6) 公共調達について

- ①. 公共工事の発注について
 - i. 公共工事の設計労務単価引き上げを、末端労働者まで浸透させること。
 - ・設計労務単価は、2013年4月から15.1%、2014年2月から7.1%、2年連続で引き上げられている。
 - ii. 地域循環型経済対策の見地から、公共工事は地元業者優先で発注する。
 - iii. 予定価格数億円規模の公共工事は、地元業者に発注する。
- ②. 入札の失格基準を予定価格の80%に引き上げる。
 - i. 税金でつくられる公共工事の品質を確保し、良質な工事を施行する。
- ③. 建設業退職金共済制度の適用遵守について
 - i. 公共工事の請負業者に建設業退職金共済制度への適用を徹底させる。
 - ii. 共済手帳への証紙貼付を確認するため実績報告書を提出させる。
 - iii. 500万円以下の公共工事にも証紙購入の収納書・証紙貼付実績報告書の提出を義務付けること。
- ④. 公共工事代金の不払い発生時における市の指導について。
 - i. 元請業者は工事に全般的な責任があり、下請等への代金不払いが発生したときは、元請が迅速に対応して被害者を救済する。
 - ii. 下請業者を保護する立場から、市が元請業者を指導する。
 - iii. 市が迅速に対応して被害者を救済する。履行できない業者は、公共工事を受注する資格に欠け、指名を外す。

(7) 業務委託は地域循環型経済対策を基本に契約する

- ①. 業務委託契約にあたっては、④市内業者を優先する、⑩従業員は市民を優先雇用する、⑮雇用形態は正規雇用とする一以上の3項目を基本に対応する。
- ②. 市が、公共サービスの業務委託に従事する従業員の労働条件を把握する。
 - i. 公共サービス基本法に基づいて、市が、公共サービス業務委託に係わる従業員の労働条件を把握すること。
 - ii. 市が把握するのは以下の6項目とする。
 - ①就業規則などの労働条件、②健康診断の実施など安全衛生関係、③労働時間の管理、④賃金の実態、⑤社会保険等の加入状況、⑥労働者名簿、賃金台帳など法定帳簿等の整備状況。

(8) 公契約条例の制定を検討すること

- ①. 公共工事や業務委託など、公共調達においてダンピングが横行し、そこで働く労働者は、行政による官製ワーキングプアとなっている。
 - i. 公契約条例の目的は、①公務・公共関連事業で働く労働者に適正な賃金と労働条件を確保する、②公共工事と公共サービスの質を高め、市民に安全と安心を提供する、③受託事業者に適正利潤と健全経営を促す、④市内業者優先で地域経済の活性化に寄与する—こうした内容を基本とする。
 - ii. 公契約条例の制定に向けて、まずは庁舎内に検討委員会を立ち上げて検討する。
 - iii. 市が公共工事の現場に出向き、作業員の賃金等労働条件の実情を調査し、しっかり把握すること。

(9) 中小企業振興を図るため「加須市中小企業振興条例」を制定する

条例の骨子は、①中小企業振興の目的、②基本方針、③施策の大綱、④市長の責務など—以上の内容を定める。

(10) 中心市街地商店街のにぎわいを取り戻す取り組みを支援する

(11) 農業経営を支援する

- ①. 加須市農業に大打撃をおよぼすTPP（環太平洋連携協定）に反対すること
 - i. 「関税ゼロ」を強要するTPPによって、「埼玉一のコメどころ」加須市農業が大打撃を受ける。政府にTPP反対を強く申し入れること。
 - ii. TPPは農業だけでなく、「非関税障壁」撤廃のもとに、食の安全が危機に陥り、医療に市場原理が導入され国民皆保険制度が壊される、雇用と地域経済などに深刻な影響が出るなど大問題である。
 - iii. 加須市議会は2010年12月市議会で、「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加に反対する意見書」を可決し、首相に送付している。
- ②. 加須市は「埼玉一のコメどころ」（水稻収穫量が県内で14・2%占める、2011年産）であり、米作農家に対する支援をつよめる。
 - i. 北川辺コシヒカリの「商標」活用、大利根地域の特別栽培米の販路拡大について支援する。
- ③. 自然災害から農作物を守る農家を支援する
 - i. コメの猛暑被害防止のため、見沼土地改良区騎西領灌漑用水の通水時期を延長させるよう、関係機関に働きかけること。
 - ii. 県推奨米の「彩のかがやき」に、猛暑被害が3か年で2回も発生。猛暑につよい

水稻品種の改良・研究について、県に申し入れる。

iii. 梨など果樹の多目的防災網設置補助制度を、2015年度以降も延長して実施する。

④. 農家の担い手・新規青年就農者への支援を推進する

i. 新規青年就農者の支援制度（旧加須市2003年度創設）に基づいて、①新規就農者育成事業（技術習得を支援し担い手を育成）、②新規就農者等農業用設備助成（新規就農者が5年以内に必要とする農業用設備に2分の1助成、上限100万円）を推進する。

ii. 利用者の声を把握し、制度の充実と改善につとめる。

⑤. 地産地消の取り組みを推進する

i. 学校給食に地元産野菜等の供給量を増やす取り組みをすすめる。

ii. 新鮮で安全な地元産農作物について、地産地消の取り組みを積極的に推進して農家を応援する。

⑥. 農業を続けたい、やりたい農家を、加須市農業の担い手に位置づけて応援し、加須市農業の再生を図る。

⑦. 耕作放棄地が、周辺農地等に影響をおよぼさないよう、適切な管理を指導すること。

⑧. 「道の駅」は、地域農業の振興を図る見地に立って支援する。

i. 大利根地区・「おおとね農業創生センター」は、地域農業の振興を図る目的にそって運営する。

ア. 地元産の野菜供給量を増やすこと。

設置目的に則して、地元産野菜の売上比率を5年間で70%まで計画的に引き上げること。

イ. 市が支援し、野菜の計画栽培を追求する。

端境期など地元産野菜の供給量を増やすため、市が関係機関と連携を図り、栽培技術指導を含め、栽培農家と共同して計画栽培を着実にすすめる。

ウ. 各団体間の協議を継続的に開催すること。

相互の信頼関係を醸成するため、各団体間の協議を継続的に開催する。

ii. 指定管理者の赤字が続くようならば、経営努力を大前提に考え、赤字解消までの当面する期間、市に納入する負担金（年間300万円）を一時棚上げする措置等を検討する。

- iii. 北川辺地区・「道の駅・きたかわべ」は、地元農産物の販売を促進し、地域経済対策の一環として支援する。

5. 住みよい便利で快適なまちをつくる

(1) 人口減少を食い止めるまちづくりをすすめる

- ①. 合併後、新市の人口は減少傾向にある。
 - i. 年ごとに人口の減少幅が大きくなっている—2010年度▲132人減、2011年度▲371人減、2012年度▲826人減、2013年度▲717人。
- ②. 子育て世代に対する支援、若者が定住するまちづくりを推進する。
 - i. 子育て支援を軸に、まちづくりをすすめる。
 - ii. 加須市の合計特殊出生率は、国・県と比較して著しく低い。
 - ・国 1.41、埼玉県 1.29 に対し、加須市は 1.07 と低い（2012年度）。

(2) 公共施設の長寿命化計画について

- ①. 公共施設 215 棟を 10 年間で再整備し、長寿命化させることについて
 - i. 市内の公共施設は 187 施設・325 棟ある。このうち、老朽化がすすみ、10 年間で全体の 66.2%におよぶ 215 棟について、大規模改修＝再整備が必要とされる（「公共施設再整備計画」2013年3月策定）。
 - ii. 10年間で215棟の再整備は可能である。
 - ㊦. 大規模改修等、施設の半分は小中学校。文科省の補助制度があり、財政支援 88 億円が見込める
 - ㊧. 加須市には毎年、地方交付税措置として、小中学校の改修事業費 2 億円超の財政措置がある。
 - ㊨. 実際の財源不足額は 123 億円の見込み。年間に換算すれば 15 億円程度の財源。加須市は毎年、投資的経費に 39 億円を支出しており、改修工事の財源は確保できる。

(3) 水道事業について

- ①. 「水はいのち」であり、母子・障がい者・高齢者の世帯に、給水を停止しないこと。
- ②. 清浄な水道水の提供について
 - i. 水道管を洗浄する「洗管事業」は、大利根地域 3 年（2014 年～2016 年）、騎西地

域3年（2017年～2019年）、北川辺地域2年（2020年～2021年）で事業をすすめ、2021年度で完了させる。

（４）コミュニティバス運行を改善する

- ①. コミュニティバス（デマンド型乗合タクシー、循環バス）について、住民の声に基づいて、料金と路線等を見直し、交通弱者の利便性を図ること。
- ②. 北川辺地域のデマンドタクシー運行を改善する。
 - i. 地域内に、疾病に対応できる医療機関がないため、高齢者がいのちと健康を守り、生きていくために必要な、地域の特性に配慮し、古河赤十字病院まで運行すること。
 - ii. 実施できなければ、2013年度に廃止した、高齢者が通院費用に充てる「福祉タクシー利用券」を復活させること。

（５）住みよいまちづくりを推進する

- ①. 騎西地域について
 - i. 「中ノ目」地区の耕作放棄地（面積約10㌔）は、地元住民と地権者の要望に基づいて、土地利用・開発について、市が支援すること。
- ②. 北川辺地域について
 - i. 埼玉大橋歩道の拡幅整備促進について、県につよく要望する。
 - ii. 東地域に、高齢者が生活するうえで必要な、生鮮三品・日用品など買物ができるスーパーを誘致し、高齢者などにやさしいまちづくりをすすめる。
 - iii. オニバス自生地を保護し、自然環境を守る。
- ③. 大利根地域について
 - i. 大利根地域の冠水解消のため、県営湛水防除事業（稲荷木落し改修）の促進を県に要望されたい。
 - ii. 100（とね）の湯は、安全衛生を最優先に対応する。
 - ・感染すると深刻な事態を惹き起こす、レジオネラ菌を5年間で4回も検出。利用者の安全衛生を最優先に対応すること。
- ④. 市街化調整区域を開発する場合、同一業者が開発面積を数回に分けて開発する際には、面積を合算して調整池設置等を指導する。

（６）交通安全対策をすすめる

- ①. 高齢化社会に対応し、高齢者を対象にした交通安全啓発等を系統的に推進する。

- ②. 信号機の増設を県につよく要望する。
- ③. 交差点対策の一環として、「べんがら舗装」、「キララ加工」を推進する。
- ④. 安全・安心のまちづくりのため、防犯灯とカーブミラーは、住民の要望をすべて予算措置すること。

(7) 生活道路等を整備し、安全で住みよい地域をつくる

- ①. 加須地域について
 - i. 市街地への通過車両迂回路として、都市計画道路・下高柳道地線の整備を促進する。
 - ii. 中心市街地商店街の渋滞を解消するため、住民への影響を最小限に抑えるルートを確立し、「南北バイパス」を整備する。
- ②. 騎西地域について
 - i. 通学児童・生徒の安全を確保するため、見沼代用水の新種足橋（市道騎 2152 号線）に歩道橋を設置する。
 - ii. 県道 38 号線・加須鴻巣線と国道 122 号線交差点「騎西総合支所前」付近の歩道を整備する（交通事故が発生）。
- ③. 北川辺地域について

東武日光線の踏み切りを拡幅し、安全対策を講じること。

 - i. 市道北 103 号線と交差する第 148 号踏み切り
 - ii. 市道北 2324 号線と交差する第 127 号踏み切り
- ④. 大和根地域について
 - i. 市道大 116 号線沿いの三尺排水路と路肩の改修を行うこと。
 - ii. 旗井 60 番地付近・市道大 2181 号線下の排水路の汚泥を除去すること。
 - iii. 信号機を設置する
 - ア). 砂原地区一「砂原地蔵前交差点」に信号機を設置する。
 - ・一日通過車両 7,000 台超、過去 5 年間で人身事故 3 件（うち重症 2 件）、物損事故 2 件発生。
 - イ). 県道 346 号線と県道 84 号線の交差点「北平野」の信号に、北からの交差に「右折」信号を設置すること。

(8) 公共交通を便利で快適にする

- ①. 東武日光線について

- i. 終電時間を延長する。
- ii. 南栗橋駅での乗り換えを解消させる。

②. 東武伊勢崎線について

- i. 東武伊勢崎線の輸送力を増強する。
- ii. 加須駅から浅草駅まで直通に戻すため、東武鉄道に、久喜駅乗換えの見直しを
よく要求すること。

(9) ごみ処理の分別収集と減量化の推進について

①. 市民の納得と合意、協力のもとで、ごみ分別収集を推進する。

②. ごみ指定袋の導入について

- i. ごみ指定袋導入によって、ごみ分別収集とごみ減量化の根本的解決には、決して
つながらない。それは、合併前の旧3町の取り組みが、事実をもって証明している。
- ii. 合併前の旧加須市の取り組みこそ、ごみ減量化と環境負荷の低減につながる。よ
って、指定ごみ袋の廃止を求める。

③. ごみ発生量を抑制するため、一般家庭と事業系から排出されるごみ組成を分析して、
減量対策を講じる。

(10) 農村地域の汚水処理について

①. 農業集落排水事業について

- i. 農業集落排水施設の老朽化対策は、費用対効果を大前提に考えて取り組む。
- ii. 農業集落排水事業は多額の投資を必要とし、汚水処理の各種手法を考慮し、財政
効率化の観点から費用対効果を第一に考えて対応する。

②. 合併処理浄化槽の設置促進について

- i. 単独槽から合併処理浄化槽に転換する際の補助件数と補助額を増やし、生活汚水
処理を促進する。

(11) 都市公園の安全対策について

- ①. 騎西地域都市公園「種足ふるさと広場」に遊具を設置し、トイレを移転改修する。

- ②. 都市公園の遊具を定期点検し、公園内の安全対策を最優先に対処する。

6. 子どもが輝く教育をすすめる

(1) 教育委員会制度の改正について

- ①. 教育委員会制度が改正されても、教育委員で構成される教育委員会が、加須市の教育行政をつかさどる最高意思決定機関であることに何ら変わりはない。これを大前提にして、子どもと加須市の将来に対し、その責任をしっかりと果たすこと（2015年4月施行）。
- ②. 教育委員制度の基本となっている、3つの理念（1. 教育の地方分権、2. 首長から独立、3. レーマンコントロール）に則り、会議の活性化を図って、市民の負託にしっかりと応える。
- ③. 教育委員が、学校現場（現場教師等）、保護者、住民の意見をよく聞いて、教育行政に反映させる。
- ④. 教育行政の最高意思決定機関として、会議の詳細議事録を作成し、速やかにホームページで公表する。
- ⑤. 市長が選任する、新・教育長に対し、教育委員によるチェック体制を強化する。

(2) 事務局体制について

- ①. 教育委員を支援する教育委員会事務局体制を拡充する。
- ②. 学校教育部の幹部職員を安定的に配置し、加須市学校教育に責任を果たせる体制を確立する。

(3) 行き届いた教育をすすめるため、小・中学校の少人数学級を推進する

- ①. 小学校の少人数学級の取り組みを推進する。
- ②. 中学校でも少人数学級に取り組む。

(4) すべての子ども達に基礎的な学力を保障する教育を推進する

(5) 不登校を克服して子ども達の輝きを取り戻す

- ①. 教育の原点が問われる不登校について、教育委員会が全庁を上げて取り組み、不登校を減少させるために全力をつくすこと。
 - i. 市内の小・中学校の不登校児童・生徒は増加傾向にあり、由々しき問題である（2013

度で児童 8、生徒 118 人)。

ii. 本来、子どもにとって学校は、楽しい場であるはずなのに、学校に行けない、行かない、ということは、まさしく教育の原点が問われている。

②. 不登校の背景・要因に、学校嫌い、勉強嫌いがあることをしっかり受けとめて対策を講じること（以下は、県教委 2013 年 4 月調査による）。

i. 学校が好きとは「思わない」が小学校 5 年 11%、中学校 2 年 17%にのぼる。

ii. 勉強が好きとは「思わない」が、小委学校 5 年 22%、中学校 2 年 56%にのぼる。

③. 不登校の減少、克服目指して、以下の 3 項目について取り組む。

i. 不登校を減らすため、さらにきめ細かい対策で、教育委員会あげて取り組む。

ii. 大前提として、小・中学校の教職員集団が、真剣に不登校問題に取り組める学校づくりをすすめる。

iii. 学校に、ゆとりと人間的なあたたかさを取り戻し、児童・生徒にとって、学校が心から楽しい場になるよう全力で取り組む。

(6) 「いじめ」問題を克服する

学校における「いじめ」が社会問題になっている。発生要因として、いまの社会における貧困と格差拡大、弱肉強食社会による弱いものいじめ、激しい競争教育が子ども達に著しいストレス、不安や抑圧感などを鬱積させ、これが「いじめ」につながっている、と指摘されている。

学校は本来、学ぶ喜び、友情を育む子ども達にとって、楽しいところである。そのため学校は、社会の荒波から子ども達を守る、防波堤の役割を果たさなければならない。「いじめ」に早期に気がつき、克服するために以下の取り組みを提案する。

①. 子どもの命を最優先に考えて対応すること。

②. 「いじめかな」と考えられる時点、—この段階で全教員、保護者に知らせ、共同して対処すること。

③. 子どもなかにいじめを止める人間関係をつくっていくこと。

④. いじめられている子どもの安全確保を図ること。

同時に、いじめている子どもが、いじめをやめて人間的に更生するまで、しっかり教育して対応していく

- ⑤. 被害者に対して、知る権利を保障する。情報公開に徹すること。

(7) 教員の多忙化を解消し、本来業務の子どもと触れ合う時間を保障する

- ①. 教員の多忙化解消について、市教委が各学校に徹底を図ること。
 - i. 市教委が教員の多忙化解消を図るため、各学校に指示した「教職員の勤務時間の適正な管理について（通知）」（2011年9月6日付）で指摘した8項目について、徹底を図ること。

- ②. 「過労死ライン」を超える時間外勤務の教員が20%を超える。
 - i. 市教委が実施した「勤務実態に関するアンケート」（2011年度）結果、「過労死ライン」＝1ヵ月の残業時間80時間を超える教員が平日で約16%にのぼる。これに、「平日の（仕事）持ち帰り」と「土・日の休日労働」を含めると、「過労死ライン」を超える教員は20%を超える。また、過労死リスクが高まるといわれる、月残業時間60時間以上の教員はおよそ3分の1にのぼる。

- ③. 教員の多忙化による最大の被害者は子どもである
文部科学省の「教員のメンタルヘルス対策および効果測定」（2008年10月・委託調査）の結果は、教員の多忙化によって「児童生徒の話しや訴えを十分に聴く余裕がない」と答えている教員が、61.5%にのぼる。教師多忙化による最大の被害者は、子どもであることが浮き彫りになっている。

- ④. 衛生推進者が、その役割を果たせるよう市教委が実効ある措置を講ずること。

- ⑤. 教員の多忙化を解消するため、教員の「不用業務」をなくす措置を講ずる。

- ⑥. 教員の勤務実態調査に基づいて、市教委が定期的に、勤務実態の状況について点検・検証を実施すること。

- ⑦. 初任教員を育成支援する。
 - i. 初任教員の初心を生かすため、学校現場で職場環境を整え、育成を支援する（2013年度1学期中に初任教員3人退職）。

(8) 就学援助制度を積極的に活用する

貧困と格差社会のもとで、就学援助の受給率が毎年度過去最高を更新している。学校教育法第19条に基づく就学援助制度の趣旨を生かし、以下の対策を講じること。

- ①. 就学援助の適用基準について
 - i. 2013年8月実施の生活保護費減額による影響を遮断し、2015年度以降も適用基準は現行水準で対応すること。
- ②. 中学校新入生に対する入学支度金は、入学式の前に保護者に交付する。
 - i. 「仮認定制度」を設けて実施する。
 - ii. 保護者から、就学援助が不適用のとき、返金する旨の誓約書を提出させる。
 - iii. この措置による予算額への影響はまったく生じない。
- ③. 就学援助の趣旨に則り、申請月から交付する。
- ④. 毎年度、新入生と在校生の保護者全員に、就学援助制度について周知徹底を図る。
- ⑤. 子どもの状況を把握できる担任教師に制度を周知させ、利用の促進をはかる。

(9) 義務教育の父母負担を軽減する

- ①. 学校備品である小学校の「机の引き出し」を公費負担すること
 - i. 合併前の旧加須市は、学校備品の小学校「机の引き出し」は、34年間にわたって公費負担してきたものである。経費削減の思惑から、学校備品の一方的な保護者負担の強要は極めて遺憾である。
 - ii. 学校備品の「机の引き出し」を市内全域に措置する経費は96万円である。
- ②. 義務教育は無償の原則に基づき、算数セットなど、学校で必要な教材は公費で負担すること。

(10) 小中学生の安全対策に万全をつくす

- ①. 子どもの安全を第一に考え、学校内の放射線量が毎時0・23マイクロシーベルト以上の個所を除染する。
- ②. 小中学校に緊急地震速報の端末を設置し、子どもの安全を守る（再掲）。
- ③. 中学生の武道（柔道、剣道、相撲）必修化について
 - i. 武道必修化について、生徒のいのちと安全を守ることを第一に考えて、指導にあたること。内訳は、柔道4校、剣道3校、3種目の実施1校となっている。
- ④. 通学路の安全対策が必要な地点について早急に改善すること。

- ⑤. 登下校時における安全対策について、関係機関と地域住民の協力を得てすすめる。

(11) 小・中学校の施設等整備について

①. 原道小学校について

- i. 雨漏り（体育館ステージ等、家庭科室、玄関など）を早急に改修する。
- ii. 音響装置の不具合を直すこと。

②. 教育格差を解消させる

- i. 旧3町地域の「理科教育等設備備品」を3か年計画で100%整備する。
小学校整備率：騎西 28.7%、北川辺 31.5%、大利根 62.4%
中学校整備率：騎西 59.3%、北川辺 67.2%、大利根 60.5%
 - ・整備に要する予算は 63,435 千円。
 - ・加須地域は小中学校とも充足率 100%を超えている（2013 年度）。

- ③. 小・中学校全ての普通教室にエアコンを設置し、学習に集中できる環境をつくる（再掲）。

(12) 同和教育を廃止する

①. 同和集会所学級を廃止する。

- i. 小・中学生を対象にする、「解同」言いなり「同和集会所学級」を中止すること。
- ii. 「同和集会所学級」の指導員に、教師への割当て動員をやめる。2013 年度は 188 人（実数）の教師を動員し、市教委が教師多忙化に拍車をかけている。
- iii. 同和集会所の諸事業を中止する。

②. 市教委職員と教員のモラルを確立する。

- i. 騎西地域で毎年8月、「解同」支部主催の「支部・教職員・行政交流会」（グランドゴルフ大会と“暑気払い”）に、市長部局と教育委員会の職員、および騎西中学校と田ヶ谷小学校の教員が多数参加している。
- ii. 2011 年度までは、“暑気払い”に「解同」補助金（税金）が充てられ、勤務時間中に参加し、地方公務員としてモラルが著しく欠けていた。
- iii. “「解同」に忠誠を誓う”時代錯誤も甚だしい、「解同」支部主催の「グランドゴルフ大会と暑気払い」には参加しないこと。

(13) 教育の機会均等の観点から「奨学資金」を復活させること

(14) 公立幼稚園について

- ①. 公立幼稚園の耐震化を促進し、子どもの安全を確保すること（再掲）。
- ②. 地域に密着した公立幼稚園運営に徹する。
 - i. 公立幼稚園の行事等、地域住民に回覧等で日常的に情報を発信し、地域に密着した運営に努める。
- ③. 子育ての地域的平等性を考え、大利根地域に公立幼稚園設置を展望して対応する。

(15) 子どもに安全でおいしい学校給食を提供する

- ①. 学校給食費の保護者負担を軽減し、払える給食費に改善する。
 - i. 学校給食費は、第2子は半額、第3子以降は無料にする一市負担額は総額 46,890 千円。
- ②. 学校給食費滞納の請求先不明 1,889 千円（同）は、責任の所在を明確にして欠損処分する。
- ③. 騎西と北川辺の学校給食センターにエアコンを設置する。
- ④. 学校給食に地元産野菜（ジャガイモ、玉ねぎ等）の使用量を増やし、安全でおいしい学校給食の提供、地産地消を積極的にすすめる（再掲）。
- ⑤. 加須地区・学校給食センター調理部門等の民間委託を直営に戻すこと。

(16) 学校施設内での禁煙対策をすすめる

(17) 生涯学習・スポーツ・文化の振興をはかる

- ①. 図書館サービスの拡充について
 - i. 図書館には、図書館法が定めている専門職員＝図書館サービスの要・「司書」資格を持っている職員を配置する。
 - ii. 嘱託職員等も司書資格者を配置する。
 - iii. 資料購入費を増額し、蔵書を計画的に増やすこと。
- ②. 公民館・コミセンの運営について
 - i. 各地区公民館の耐震化を計画的に実施すること。
 - ii. 高齢化社会に対応し、公民館事業に高齢者の交通安全啓発を位置づけて取り組

むこと。

- ③. 小・中学校体育施設の夜間利用を無料に戻すこと。

7. 住民目線で税金ムダ遣い、不要不急事業を見直し、 行政サービスを向上させる

(1) 血税大ムダ遣いの同和事業を廃止する

- ①. 同和事業の法的根拠がなくなってまる 11 年になる。「解同」言いなりの同和事業をすべて廃止する。
- ②. 同和事業につき込んでいる 2 億 32 万円（2013 年度決算）を廃止し、その財源は市民の暮らしと福祉のためにつかう。
- ③. 「解同」言いなり同和事業の根源は、市長が毎年、「解同」県連委員長に対し、同和行政を継続する約束文書の提出を繰り返していることにある。よって、当該約束文書を破棄し、同和事業の継続をきっぱり拒否すること。
- ④. 「解同」の申し入れ内容、及び市の対応について、ホームページ等で市民にすべて公開すること。
- ⑤. 同和事業を担当する人権推進課、教育委員会の同和担当職員、人権保育士を廃止し、その職員は福祉部門等に配置する。「解同」等、特定団体に奉仕する職員から、市民全体に奉仕する本来の職務に充てること。

(2) 身の丈超える野中地区開発事業を見直し、税金は暮らしと福祉に使う

- ①. 税金 48 億円を投入する野中土地区画整理事業と野中まちづくりプラン
 - i. 野中土地区画整理事業（事業面積 63.5 ㌔、事業費 59 億 9,000 万円—水道管敷設工事 4 億 3,600 万円含む）と地区除外した野中まちづくりプラン（区域面積 22.8 ㌔、事業費概算 9 億 2 千万円）には、市民の血税を 48 億円もつぎ込む事業。

- ii. 税金投入の内訳は、㊦野中区画整理資金計画による税金負担 28 億 7 千万円、㊧保留地処分出来なかった場合の税金負担約 10 億円、㊨野中まちづくりプラン事業費概算 9 億 2 千万円) 一事業を見直し、税金は市民の暮らしと福祉に優先してつかう。

②. 野中まちづくりプランについて

- i. 同プランは、区域 22.8 ㊦の道路 44 路線を整備する計画。事業費概算 9 億 2,500 万円にのぼる。計画を実施すると、他地域には道路予算がまわらない事態となる。抜本的な見直しは必然的である。

- ii. 同プラン区域の道路整備用地は市が買収する。しかし、他地域の生活道路用地は地権者の寄付によって整備している。よって、不平等な取り扱いについて、早急な是正を求める。

(3) 大企業に法人市民税の不均一課税を実施する

- ①. 増収で確保した財源は、市民の暮らしと福祉に充てる。
 - i. 大企業とは、資本金 10 億円以上で、市内で 173 社見込む。
 - ii. 増収を約 6,100 万円見込む (2009 年度調定額で試算)。

(4) 地方交付税の合併算定替えについて

- ①. 地方交付税合併算定替えが 4 年前倒しで削減されており、約束通りの交付を国によく要求する。
 - i. 2011 年度から 2013 年度の 3 年間で 6 億円も削減されている。

(5) 市民の目線で効率的な行財政運営に取り組む

- ①. 高利の市債を低利資金に借り換え、利息の支払いを節減し、その財源を市民の暮らしと福祉につかう。
- ②. 市庁舎などの老朽設備を定期的に改修し、不要経費を支出しない。
 - i. 市庁舎建設後 28 年経過の冷温水発生機から重油が流出 (今年 1 月)。処理経費に 1,535 万円を要す。定期的に改修すれば、事故に伴う経費は発生せず、その財源を市民の願い実現に使うことが可能になった。

(6) 騎西・城南工業団地の進出企業に対する補助金は廃止する

8. 憲法を市政に生かし、清潔・公正・民主の市政を

(1) 市民に開かれた、市民参加で透明・民主的な市政を推進する

(2) 市民の「知る権利」と行政の「説明責任」を基本理念とする、情報公開制度を拡充する

- ①. 情報公開の請求対象者を「何人」に拡大する。
- ②. 指定管理者を情報公開の実施機関とし、市民に開かれた透明な市政を推進する。
- ③. 各種審議会等委員の公募を積極的にすすめる。

(3) 男女共同参画社会を積極的に推進する

- ①. 男女共同参画社会基本法が定める、「男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」との立場で市政をすすめる。
 - ②. ワークライフバランスの啓発と支援をつよめる。
 - i. 市内企業のなかで、従業員へのワークライフバランス（仕事と生活の調和）について、「いずれもない」35.7%、「無回答」22.8%を含めると、ワークライフバランス支援のない企業が6割にのぼる（2014年3月「市内中小企業実態調査」）。市内企業に対し、ワークライフバランスについて啓発と支援をつよめる。
 - ③. 各種審議会等の女性委員の比率を高め、市役所における女性幹部の登用を推進する。
 - ④. DV被害者をきめ細かく支援する。

(4) 清潔な市政を確立するため、全庁上げて全力で取り組む

- ①. 市職員の綱紀粛正について
 - i. 合併後、3年連続（2011年度～2013年度）して、市職員による公金横領など懲戒免職事案が発生。再発防止を誓って、◇法令遵守の徹底、◇リスクマネジメント研修を徹底し、職員の意識改革を断行する。
- ②. 外郭団体への綱紀粛正指導をつよめる
 - i. 公益社団法人加須市シルバー人材センターで2013年度、不適切な事務処理が発覚した（単価の相違、就労実態ない者に賃金支払う）。

- ・市が人件費・施設運営費など 2,943 万円を補助（2013 年度）
 - ii. モラル向上を図るため、実践的な研修を系統的に実施する。
 - iii. 職員の定期的異動を実施し、事務処理のチェック体制をシステムとして確立する。
- ③. 行政サービス向上を図るため、新鮮で活力ある行政組織をつくる。
- i. 行政サービス提供に欠かせない、国家資格が必要となる建築基準適合判定資格者（建築主事）、保健師、図書館司書の職員を計画的に採用し、中・長期的視野から育成を図る。
 - ii. 職員が誇りと意欲をもって、行政サービス提供が出来るように、働きやすい職場環境、労働政策を実行する。
 - iii. 新鮮で活力と緊張感ある職務体制を確保するため、人事異動は 3 年程度を基準に、公正に実施する。
- ④. 政策法務部門（自治立法機能、自主法令解釈機能等）の育成強化につとめ、市民の目線で行政水準の引き上げを図る。
- ⑤. 職員の労働条件について
- i. コンプライアンスを徹底し、「職員のサービス残業」を根絶する。
 - ii. 臨時職員の時給を引き上げる（最低賃金が引き上げられている。再掲）
- ⑥. 「職員適正化計画」を見直すこと
- i. 「職員適正化計画」は、10 年間で一般行政職 110 人の削減を計画。普通退職者が多く、計画を前倒して職員減となっている。
 - ii. 職員減の計画を見直し、暮らし・福祉部門などに係わる職員体制を拡充し、行政サービスの維持・向上を図る。

（５）市民オンブズマン制度を創設する

（６）政治倫理条例について

- ①. 市長はじめ特別職について、政治倫理基準を明確に定めた政治倫理条例を制定する。
以上。